

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
のときは、
翌日とする)

目 次

- ◇ 告 示
 - 年金補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（職員厚生課）
 - 計量器の定期検査の実施（商工指導課）
 - 争議行為の実施（労政訓練課）
 - 土地改良区の役員の就任（農村整備課）
 - 土地改良区の役員の就退任（四件）（〃）
 - 土地改良事業の認可申請の適否の決定（〃）
 - 土地改良事業の完了（〃）
 - 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
 - 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（三件）（〃）

告 示

鳥取県告示第五百二十一号

昭和六十三年四月鳥取県告示第四百十五号（年金補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について）の一部を次のように改正する。

平成元年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表を次のように改める。

年 齢 階 層	年金補償基礎額の最低限度額	年金補償基礎額の最高限度額
二十歳未満	三、二六五円	一〇、六二一円
二十歳以上二十五歳未満	四、〇九一円	一〇、六二一円
二十五歳以上三十歳未満	四、七八二円	一一、〇二二円
三十歳以上三十五歳未満	五、四〇三円	一三、二六九円
三十五歳以上四十歳未満	五、八八四円	一五、五一二円
四十歳以上四十五歳未満	六、一一七円	一七、三六三円
四十五歳以上五十歳未満	五、九六五円	一八、八九七円
五十歳以上五十五歳未満	五、三六五円	一九、六三一円
五十五歳以上六十歳未満	四、五〇七円	一八、三〇四円
六十歳以上六十五歳未満	三、三九二円	一六、五九〇円
六十五歳以上	三、二一〇円	一〇、六二一円

附 則

- 1 この告示は、平成元年四月二十一日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成元年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る年金補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る年金補償基礎額については、なお従前の例による。

鳥取県告示第五百二十二号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、境港市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

平成元年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間	実 施 場 所
---------	---------

平成元年五月二十四日から 平成二年三月三十一日まで	当該計量器の所在の場所
------------------------------	-------------

二 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 日	実 施 時 間	実 施 区 域	実 施 場 所
---------	---------	---------	---------

平成元年五月 二十四日	午前十時から 午後三時まで	境港市	境港市境公民館
平成元年五月 二十五日	"	"	境港市民会館

平成元年五月 二十六日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	"	境港市外江公民館
----------------	-------------------------	---	----------

"	午後一時から 午後三時まで	"	境港市渡公民館
---	------------------	---	---------

平成元年五月 三十一日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	"	境港市余子公民館
----------------	-------------------------	---	----------

"	午後一時から 午後三時まで	"	境港市中浜公民館
---	------------------	---	----------

平成元年六月 一日	午前十時から 午後二時まで	"	境港市民会館
--------------	------------------	---	--------

鳥取県告示第五百二十三号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、全国労災病院労働組合山陰支部支部長井田栄子から争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 事件

外来に正規職員四名を増員することに関する件

二 日時

平成元年四月二十四日午前零時から本事件の完全解決にいたるときまで

三 場所

米子市皆生一四八〇 労働福祉事業団山陰労災病院

四 概要

あらゆる形の争議行為を行う。

鳥取県告示第五百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八第六項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任する役員の氏名及び住所

監事	米田 勲	倉吉市鴨河内一〇〇一
〃	牧田 義夫	〃 上古川二七四
〃	坂本 武男	〃 旭田町八七
〃	山本 義高	〃 不入岡二三八

平成元年四月五日就任 任期三年

鳥取県告示第五百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり大伊土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	前田 義孝	八頭郡船岡町大字殿五三九
〃	林 正法	〃 〃 〃 大字下野一六九
〃	田中 武志	〃 〃 〃 大字殿二二二
〃	藤田 和昭	〃 〃 〃 大字橋本二二七
〃	山本 聡	〃 〃 〃 大字水口二一三
〃	堀場 敦	〃 〃 〃 大字塩上二三四
〃	林 憲司	〃 〃 〃 大字下野八二七
〃	柿田 義夫	〃 〃 〃 大字水口二〇四
〃	山根 正司	〃 〃 〃 大字殿五六三
〃	清水 泉	〃 〃 〃 大字塩上二七九
〃	大谷 具己	〃 〃 〃 大字橋本三六九
〃	林 寅男	〃 〃 〃 大字下野五一七
〃	前田 優	〃 〃 〃 大字下野三六九
〃	山本 健市	〃 〃 〃 大字殿三七一
〃	柿田 長年	〃 〃 〃 大字水口一九九
〃	藤田 和博	〃 〃 〃 大字橋本四六
〃	川本 清治	〃 〃 〃 大字殿三八一

監事

柿田 清寿 大字水口二〇〇一
 浦林 寿男 大字下野一三

平成元年三月三十一日退任

就任した役員の名及び住所

理事 前田 義孝 八頭郡船岡町大字殿五三九

林 正法 大字下野一六九

岸本 光男 大字殿四一〇

林 一郎 大字下野七七一

谷口 義正 大字水口二五一

堀場 敦 大字塩上二三四

大谷 具己 大字橋本三六九

前田 優 大字下野三六九

田中 武志 大字殿二一二

山本 聰 大字水口二一三

清水 泉 大字塩上二七九

藤田 和博 大字橋本四六

山根 正司 大字殿五六三

岸田 静男 大字水口一九六

藤田 和昭 大字橋本二一七

林 寅男 大字下野五一七

山本 清治 大字殿三八一

岸本 誠 大字水口二一二

浦林 寿男 大字下野一三

平成元年四月一日就任 任期三年

鳥取県告示第五百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北条砂丘土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 池田 誠 東伯郡北条町大字江北六〇七

磯江 伸壽 大字北尾四三八

田村 武 大字江北一七〇〇

大田 重榮 大字下神七〇八

新田 朝光 大字江北一九六九

根鈴 一雄 大字松神七六四

前田 利忠 大字国坂二二六

濱本 昭 大字弓原四一〇

前田 英正 大字国坂一四八八一

山田 則吉 大字弓原六一六

永田 正繼 大栄町大字東園三三三

竹歳 幹男 大字由良宿一八六一

吉田重美 大字西園一六三
 井川克己 大字由良宿一五五〇
 田中貢 大字西園一一八六一
 丸英夫 大字妻波二一六一―三
 田中秀太郎 北条町大字田井三四五一
 磯江茂 大字江北五八二
 金山正夫 大栄町大字東園三六三
 平成元年三月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 池田誠 東伯郡北条町大字江北六〇七
 田村武 大字江北一七〇〇
 新田朝光 大字江北一九六九
 前田英正 大字園坂一四八八一
 前田利忠 大字園坂二二六
 磯江伸壽 大字北尾四三八
 濱本昭 大字弓原四一〇
 山田則吉 大字弓原六一六
 太田重榮 大字下神七〇八
 笠見利明 大字松神六五〇
 永田正繼 大栄町大字東園三三三
 田中貢 大字西園一一八六一
 穂山征隆 大字西園一一五一
 竹歳幹男 大字由良宿一八六一

井川和男 大字由良宿一五六一
 田村守 大字妻波二一九一一
 生田福 北条町大字江北六二五
 田中秀太郎 大字田井三四五一
 狩野諄一郎 大栄町大字東園三八二
 平成元年四月一日就任 任期四年

鳥取県告示第五百二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり淀江白浜土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 村澤繁 西伯郡淀江町大字中間六九四
 平成元年二月一日退任
 理事 齊藤優 西伯郡淀江町大字西原七一七
 吹野美彰 大字西原九六一
 竹中正勝 大字中間四四四
 唐来幸男 大字淀江八四二
 加藤弘 大字西原九四九

就任した役員の氏名及び住所

平成元年三月三十一日退任

監事	高西悦郎	大字小波七八五
"	森岡寛行	大字小波九八九
"	陶山照夫	大字淀江二三一の九
"	林原克己	大字小波一〇一四
"	堀口俊逸	大字淀江六三七
"	谷田真喜男	大字西原五一八
"	松田道	大字西原六〇二
"	米山正	大字小波八六七
"	村岡操	大字西原六一三
理事	齊藤優	西伯郡淀江町大字西原七一七
"	村澤毅	大字中間六九四
"	森岡寛行	大字小波九八九
"	唐来幸男	大字淀江八四二
"	堀口俊逸	大字淀江六三六
"	須山賢二	大字淀江二六五
"	堀尾孝	大字西原五三九一
"	関茂則	大字西原五九〇
"	橋本忠男	大字西原一〇五七
"	吹野美彰	大字西原九六一
"	倉敷賢一	大字中間四五五
"	坂東貢	大字小波一二五

"	山田計正	大字小波九九〇
"	林原克己	大字小波一〇一四
監事	米山正	大字小波八六七
"	村岡操	大字西原六一三

平成元年四月一日就任 任期三年

鳥取県告示第五百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり鴨ヶ池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	伊藤実	米子市日下二六九
"	田中美雄	五六七
"	山田一雄	三二三
"	仲田祐康	五四一
"	高木登	福万八七二一二
"	船寄春芳	二六六
"	田村幸則	一九五一
"	福島豊	一八二
"	船岡市秋	四九三一二

野坂次雄 石州府四四八
 監事 松波保 日下七五七
 田中弘 福万七二六一
 高橋皓 福万四四四
 平成元年三月二十二日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 田中英夫 米子市日下二七七―三
 山田一雄 三一三
 仲田祐康 五四一
 植田延弘 五五九
 森山薫 福万八六五
 船寄春芳 二六六
 田守増徳 二三八
 西村秋雄 一四七―六
 住田武人 三九九―一
 中本徹夫 石州府四四四
 監事 仲石吉雄 日下五五一
 門田修 福万四八六一
 仲村明 石州府四五三
 平成元年三月二十三日就任 任期四年

鳥取県告示第五百二十九号

若桜町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）池田地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年四月二十四日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十一条の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
境港市	団体営農道整備事業之森岡地区農道整備	平成元年三月二十一日
"	外江東地区 "	平成元年三月二十四日

鳥取県告示第五百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、倉吉市から倉吉都市計画市場の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成元年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、倉吉市から倉吉都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成元年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成元年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成元年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次